令和６年度　大津市立　志賀中学校

いじめ防止基本方針

～『TEAM 志賀』でいじめを防ぐ～

◆はじめに◆

本校では、教育目標「心ひらき　つながり　高めあえる生徒の育成」を掲げ、「積極的な生徒指導の展開」と「協同的な学びの推進」、「自主的な生徒会活動」、「個の特性に応じた特別支援教育の充実」を柱にして教育活動に取り組んでいる。そのような中、多くの生徒たちはあたたかく落ち着いた雰囲気の中で学校生活を過ごしている。

大津市では、平成２３年の事案を受け、平成２５年２月に「大津市子どものいじめの防止に関する条例」が施行された。また、それを受け「いじめ防止対策推進法」が定められた。これらのことを契機に、大津市の教職員はみな、いじめを防止するために学校は何をどう行動すべきなのかを考え続けてきた。保護者や地域はもちろん、様々な学識者である方々からのご意見を頂くなかで、本校では上に挙げた４つの柱を同時に充実させることこそが、「いじめのない土壌づくり」に最も重要なことであると考え、本校のいじめ防止基本方針を策定した。

過去の反省を忘れることなく、全ての子どもが主人公になれる学校づくりのために、教職員、保護者、地域が一体となった「TEAM 志賀」でこの取り組みを進めていく。

目次

第一部　教職員基本方針

１　いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・１

①　いじめの未然防止

②　いじめの早期発見

③　いじめへの対応

２　「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

①　役割

②　構成員

③　関係する校内委員会との連携

④　いじめ事案対応フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・５

①　基本方針、年間計画の見直し

②　基本方針、年間計画の公開・説明

４　いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・６

５　その他（資料等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８～９

大津市立　志賀中学校

1　いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として絶対に許される行為ではない。しかしながら、その定義を考えたときに、どの生徒、どの学校においても起こりうることであるのは間違いない。そう考えれば、学校が取り組むべきいじめ問題への対応は、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に尽きる。

校長のリーダーシップのもと、生徒指導主事・子ども支援コーディネーターが中心となり、学校全体で組織的に、以上の３つの取り組みを進める必要がある。本校ではその際に、「いじめの定義」「基本認識」を念頭におき日々の実践をしていく。

●　いじめとは

「いじめ」とは「当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、組織で行うことが必要である。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
⑦ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

①　いじめの未然防止

いじめ問題はどの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題であるとはいえ、起こして良いものではないことは言うまでもない。未然防止こそが最も重要な取り組みである。「いじめは、どの学校にも起こりうる」という認識を全ての教職員がもち、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことを意識して、日々の実践をする必要がある。本校では、生徒・保護者・地域・学校の特性等を理解し、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てることを大切にし、「生徒理解」「協同的な学び」「豊かな心の育成」「保護者・地域との連携」を基本方針として、本校では以下のような取組を重点的に進める。

（1）子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	生徒会保健委員会が中心となり、年間２回のピアカウンセリングを実施生徒会生活委員が中心となり「まずは服装や生活の見直しから」ということで点検活動をする。また、ポスターなどを活用して日々の啓発活動や、強化旬間を設定するなどの取り組みを実施する。各学級で「あいのしが」について具体目標を決めて意識する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	生徒会生活委員が中心となり「まずは服装や生活の見直しから」ということで点検活動をする。また、ポスターなどを活用して日々の啓発活動や、強化旬間を設定するなどの取り組みを実施する。

（2）子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	いじめ防止強化月間の取り組みの一つとして、専門家を招いて「いじめや人権」に関わる講話を実施する。
b	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	全生徒を対象にインターネットを利用する上でのモラルや、使用上の注意について専門家による講話を実施する。
c	相談することの大切さに関する啓発	志賀中がこれまで行ってきたスクールライフノートなどを活用し、担任との日々の交流を実施する。朝読書の時間を設定することで、心を落ち着かせると共に他者への共感性を高める。
d	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	学校生活の全ての場面において、「他者を思いやる心」を育む取り組みを実施する。特に、６月と１０月には「いじめ防止強化月間」として、いじめ防止に関する教材を使用し、道徳の授業を展開する。
e	自他ともに認め合う人権教育の推進	いじめ防止啓発月間では、生徒会と連携し、いじめ撲滅スローガンの啓発とそれに伴った活動を実施する。人権週間では、様々な人権問題について新たな知見を得ることで、身近な人への関わり方といじめについて考える機会を設ける。
f	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	全ての授業において、協同的な学びのある授業づくりを展開する。訊き合う関係づくりを大切にすることで、互いを認め合い、尊重し合う態度を養う。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	保幼中での連携事業である「ふれあい体験」で、保育園・幼稚園に訪問するなど、園児と交流する。

（3）教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	年度当初に、本校のいじめ防止基本方針について説明する。策定した学校いじめ防止基本方針は学校 HP で公開する。

b	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	地域の志賀わがまちづくりの事務局員として、子ども支援コーディネーターの役割を地域に発信する。
c	いじめ対策に関する校内研修の実施	年度当初に、本校のいじめ防止基本方針について説明し、職員の共通理解をはかる。また、「いじめの定義とその捉え方」「本校のいじめ対策と対応」について職員研修を実施する。
d	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	「子どもたちの学びの様子」を中心とした、教職員間の相談体制を整備する。校長のリーダーシップの下、校内でのＯＪＴが円滑に実施される校内体制を整備する。

②　いじめの早期発見

いじめ問題の重大性を考えたときに、何よりも早期発見が不可欠である。発見が遅れると、より重大ないじめに進展することが考えられる。しかし、いじめは大人の目につきにくい時間や場所を選んで行われていたり、遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態等があったりする。このことから本校では早期発見のために、「いじめの態様を知る」「いじめに気づく力を高める」「相談しやすい環境をつくる」ことを取り組みの中心とする。また、この取り組みを進める中で、生徒たちに関わる全ての教職員の間で「報告・連絡・相談」を徹底し情報を共有する。さらに保護者とも連携をはかり、情報を収集することを大切にしていくことを方針として、本校では以下のような取組を重点的に進める。

（１）　いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	６月、１０月、２月に「いじめチェックカード」の実施。それ以外の月には「学校生活チェックカード」を実施する。
b	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	６月と１０月を教育相談旬間、学年末には教育相談月間として設定し、全ての子どもとの教育相談を実施する。
c	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	可能な限り、全教職員で、朝、業間、昼、下校時には校内を巡回し、見守り活動を実施する。毎月１日を基準日として、ＰＴＡと合同での挨拶運動を実施し、子どもたちの変化にいち早く気づく目を養う。
d	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	問題が起きてからではなく、日頃から積極的な家庭連絡や場合によっては家庭訪問を実施する。保護者がどのようなことでもためらうことなく学校へ相談できるよう、信頼関係を築く。生徒に行った情報モラルについての講話に合わせ、生徒指導通信を配布するなどして、保護者の責任について十分理解してもらう。いじめ防止基本方針をＨＰに掲載し、学校との連携をお願いする。

（２）いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	いじめ情報をキャッチした教員は、すぐに子ども支援コーディネーターもしくは生徒指導主事に報告をし、管理職に伝わるようにする。また、子ども支援コーディネーターは不定期に校内を巡回し、気になる子どもの様子について担任等と積極的に連携を図る。
b	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	週に１度、定期的にいじめ対策委員会（生徒指導部会）を開催。学年や学級、気になる子どもの様子について情報を交流し、いじめの疑いがある場合は速やかに教育委員会へ報告を行う。
c	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	小中での連携を推進し、児童・生徒同士の人間関係の把握などに役立てる。

③　いじめへの対処

いじめの兆候を発見した時は、どのようなケースも軽視することなく、早期の段階で適切に対処することが重要である。被害生徒の苦痛を一刻も早く取り除くために迅速な指導を行う。教職員が問題を一人で抱え込むと迅速な対応は不可能である。組織で対応することこそが迅速な対応の唯一の方法である。上記のことに関して、本校では以下のような取組を重点的に進める。

（１）　いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	いじめ情報をキャッチした教員は、すぐに子ども支援コーディネーターもしくは生徒指導主事に報告し、状況に応じて「いじめ対策委員会」を開催する。
b	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	被害生徒とその保護者に対して、気持ちを共感的に受け止め、丁寧な対応を徹底する。加害生徒に対して、教育的な配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。また、その保護者に対して正確な事実関係を説明し、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
c	インターネット上のいじめへの対応	学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多い。ケースに応じて、警察などの専門機関との連携を積極的に図る。
d	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	重大ないじめ事案の対応に関して、事実の究明や新たないじめの発生を抑止する目的において、適時アンケート調査を実施する。
e	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動等に係る情報の記録を適正に管理・保存する。
f	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	正確な事実関係を正しく伝える。継続して連携をとりながら解決に向けた取り組みを実施する。

２　「いじめ対策委員会」の設置

①　役割

- いじめ防止基本方針に基づく取り組みや、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録・共有を行う役割を担う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いていじめに関する情報の迅速な共有と、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、保護者との連携といった一連の対応を全組織的に実施するための中核となる役割を担う。
- いじめ防止に係る取り組みについて、ＰＤＣＡサイクルで検証を行う役割を担う。また、外部からの評価を得るために、拡大いじめ対策委員会を設け、随時開催する役割を担う。

②　構成員

校長、教頭、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、教育相談

※事案に応じて、関係の深い教員やスクールカウンセラーを追加する。

　また、事案によっては各分野における学識者や専門家の参加を得る。

③　関係する校内委員会との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等の校内組織と役割分担し、連携して取り組む。

④　いじめ事案対応フロー図

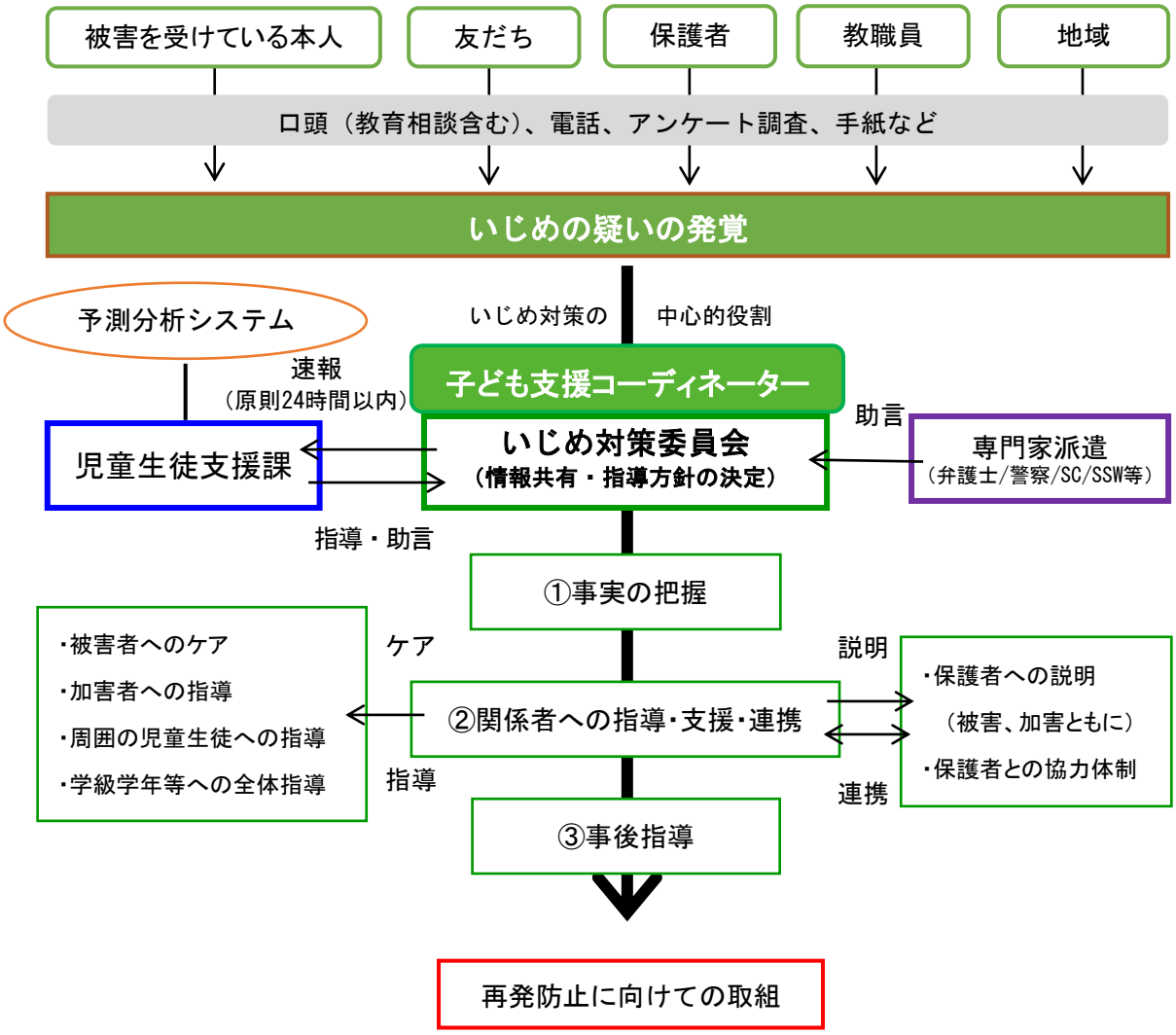

３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

①　基本方針、年間計画の見直し

基本方針や年間計画について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末にそれぞれの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかを評価し、取組内容や方法の見直しを検討する。

②　基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者に詳しく説明をする。

４　いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取り組み	備考
４	職員研修（生徒指導基本方針、いじめ防止基本方針） 【未然防止】【早期発見】【早期対応】 職員会議（個々の生徒理解）【未然防止】【早期発見】 「あいのしが」について考える時間【未然防止】 学校生活チェックカードの実施【未然防止】【早期発見】 携帯電話についての道徳【未然防止】【早期発見】	
５	学校生活チェックカードの実施【未然防止】【早期発見】 （二者懇談会） 第１回小中連絡会(5/31)【未然防止】【外部連携】	
６	道徳「いじめに関する学習」【未然防止】 教育相談【未然防止】【早期発見】 第１回学校運営協議会【外部連携】 生徒会ピアカウンセリング【未然防止】【早期発見】 いじめチェックカードの実施【未然防止】【早期発見】【早期対応】	いじめ防止強化月間
７	学校生活チェックカードの実施【未然防止】【早期発見】 期末懇談会【未然防止】【早期発見】【外部連携】 人権夏の集会(6 月の可能性あり)【未然防止】【外部連携】 比良山麓子ども会議(７/３１)【外部連携】	
８	民生委員児童委員会との情報交換【未然防止】【早期発見】【外部連携】 志賀中学校区保幼小中連携全体研修会(8/2)【外部連携】 生活チェックカード(長期休業明け)【未然防止】【早期発見】	
９	学校生活チェックカードの実施【未然防止】【早期発見】	
１０	教育相談【未然防止】【早期発見】 いじめチェックカードの実施【未然防止】【早期発見】 道徳「命に関する学習」【未然防止】	いじめ防止強化月間
１１	学校生活チェックカードの実施【未然防止】【早期発見】 人権秋の集会【未然防止】【外部連携】 ふれあい（保育）体験【未然防止】【外部連携】 第２回学校運営協議会【外部連携】 保護司会との懇談会【外部連携】	

１２	学校生活チェックカードの実施　【未然防止】【早期発見】 人権学習　【未然防止】 期末懇談会　【未然防止】【早期発見】【外部連携】	人権週間
１	生徒会ピアカウンセリング　【未然防止】【早期発見】 学校生活チェックカードの実施　【未然防止】【早期発見】	
２	いじめチェックカードの実施　【未然防止】【早期発見】 生徒会による「いじめ防止啓発」の取り組み　【未然防止】【早期発見】	
３	学校生活チェックカードの実施（1，２年生）　【未然防止】【早期発見】 第２回小中連絡会　【未然防止】【早期発見】	

５　その他（資料など）

学校生活チェックカード　2024　年　月　日　実施

[　1　] 年 [　　] 組 [　　] 番　氏名　[　　]

（1）生徒の行動目標「あいのしが」セルフチェック！

項　目	自己評価
あ いさつ　（　　）	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
い のち　（　　）	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
の びのび　（　　）	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
し んせつ　（　　）	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
が っつ　（　　）	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1

各クラスで行動目標を考えたものが入ります！

みなさん入学おめでとうございます！中学生になって、もう４月も半ばから終盤へ･･･
新しい環境で、何か気になることがあれば書いてください！

（2）学校生活アンケート

項　目	自己評価	理由・コメント
○楽しい生活が送れている。	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	
○早寝、早起き、朝食など、生活のリズムは整っている。	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	
○授業は落ち着いて取り組めている。	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	
○自分の仕事（班、委員会、給食当番）に責任をもって取り組んでいる。	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	
○部活動では目標を持ち、その達成に向けて意欲的に取り組んでいる。	4 ・ 3 ・ 2 ・ 1	
○まわりの人で困っていたり、いやな思いをしていたりする人はいませんか。	いる　・　いない	

周りの人の行動で嬉しかったこと、良かったこと	周りの人の行動で嫌だったこと、迷惑だったこと

★相談にのってほしい（話を聞いてほしい）人がいたら書いてください。【　　】

いじめチェックカード　2024 年 6 月　日　実施

[　　] 年 [　　] 組 [　　] 番 [　2024　]

いじめは「どの生徒にも、どの学校にも起こり得るもの」です。「いじめはダメだ」と思っていても、知らない間に自分が加害者、もしくは傍観者になってしまうことがあります。今一度、自分や周囲の友達の行動を振り返ることで、「いじめ」について考えてみましょう。

項　目	良い　　悪い	コメント
○早寝、早起きはできていますか。	A ・ B ・ C ・ D	
○毎日３食のご飯をしっかり食べていますか。	A ・ B ・ C ・ D	
○誰にでも、大きな声であいさつができていますか。	A ・ B ・ C ・ D	
○仲の良い友人はいますか。	A ・ B ・ C ・ D	
○人の失敗を笑う雰囲気がクラスの中にありますか。	ない　・　ある	
○あなたが失敗したときに、人から笑われることはありますか。	ない・たまにある・ある	
○学校で仲間と共に学習するのは楽しいですか。	A ・ B ・ C ・ D	
○イライラすると、手が出たり大声を出したりすることはありますか。	ない・たまにある・ある	
○クラスにいて、居心地はいいですか。	A ・ B ・ C ・ D	
○困ったり悩んだりしたときに、相談できる大人はいますか。	いる　・　いない	
○他の人の良いところを素直に認めることができますか。	できる ・ できない	
○嫌な思いをしている友人はクラスにいますか。	いない　・　いる	
○困っている人を見たら、先生や親に相談することができますか。	できる ・ できない	
○現在、まわりの人からイヤなことをされていませんか。	されていない ・ されている	
○学校に行きたくないと思うことはありますか。	ない・たまにある・ある	

先生に相談したいこと、話したいことを自由に書いてください。